

確定申告

についての
お知らせ

弥富市申告会場のお知らせ

市役所事務室の仮移転に伴い弥富市申告会場が平成29年より変更になりました。
市民の皆さんにはご不便をおかけすることになります
が、ご理解とご協力をお願いいたします。

《弥富市申告会場》

総合社会教育センター 1階 公民館ホール



総合社会教育センター

弥富市申告会場

▽相談期間

2月17日(月)～3月16日(月)※土・日曜日、休日は除く

▽ところ

総合社会教育センター (弥富市前ヶ須町野方802番地20)

▽相談時間

午前の受付 午前8時45分～11時
午後の受付 午後1時～4時

※混雑状況によっては、午前の受付時間中に来場されても午後の相談になる場合があります。お急ぎの方は税務署申告会場(津島商工会議所・10ページ参照)においても確定申告会場を開設していますのでご利用ください。

となります。忘れずにお持ちください。

※源泉徴収票を紛失した場合

支払者(職場など。年金は、年金の支払者)に再発行してもらったうえで、ご来場ください。

発行されない場合は、税務署にお尋ねください。

⑥ 社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金保険料など)

⑦ 生命保険、地震・旧損害保険料控除の証明書

⑧ 営業・不動産・農業所得

のある方は、青色決算書・白色収支内訳書(あらかじめ作成してご来場ください。なお、租税公課は、固定資産税の課税明細書に記載がありますので確認してください。)

⑨ 医療費控除またはセルフ

メディケーション税制の適用を受ける方は、下記をご参照ください。

⑩ 雑損控除を受ける方は、

災害の被災証明書など所定の証明書・損害により支出した領収書

⑪ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所長などの認定書など

⑫ 寄附金控除を受ける方は、寄附金

受領証明書・寄附金領収書(申告者名義)など(ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方で申告をする場合は、特例が適用されなくなるため、前述の書類が必要となります。)

⑬ 還付申告をされる方は、申告者名

義の振込先口座番号がわかるもの
※申告の内容により、①～⑬以外の書類が必要となる場合があります。詳細は市役所税務課および税務署にお尋ねください。

◆ 公的年金などを受給している方

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要はありません。(公的年金などに係る確定申告不要制度)

※この場合でも、還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。また、公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合でも、市県民税の申告が必要です。

◆ 申告すると所得税が戻ることも

確定申告をする義務のない方でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

申告期間初日と期間終了間近は会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。
お早めに準備して期間内に申告を済ませてください。
また、確定申告が不要の方で市県民税の申告が必要な方も3月16日(月)まで総合社会教育センターにて受け付けをしますので、お早めに申告を済ませてください。

◆ 確定申告が必要な方は ▽一般の方の場合

事業をしている方、土地や建物を貸し付けしている方などで、2019年中の合計所得が所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の総額を超える方

▽サラリーマンの場合

給与の年間収入が2千万円を超える方
給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方など

◆ 申告書には、申告者本人および扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入する必要があります。

個人番号を記入した申告書を提出する際には、「①申告者本人の番号確認」と「②申告書を提出される方の本人確認」を実施しますので、



医療費控除(またはセルフメディケーション税制)の適用について、領収書の提出が不要になりました。

医療費控除(またはセルフメディケーション税制)の適用を受ける場合は、領収書の提出が不要となりました。その代わりに医療費控除(またはセルフメディケーション税制)の明細書を記載のうえ添付する必要があります。健康保険組合などが発行する医療費通知の添付により明細書の記載を省略できます。

また、領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは提示や提出の必要があります。

医療費控除の明細書 記載例

年分 医療費控除の明細書			
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません			
氏名 弥富太郎			
1 医療費通知に関する事項			
医療費通知(4)を添付する場合は、520X1～9を記入します。 ※医療費控除が受けられる医療費の番号を通知する欄で、所定の事項が記載されていることを確認してください。 (例) 健康保険組合が発行する医療費通知(2019年分)			
2 医療費(上記1以外)の明細			
【医療費を受けた方の氏名】「病院」欄記載の受給者の氏名(と)にまとめて記入することがあります。上記1に記入したものについては、記入しなくても大丈夫です。			
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・施設などの名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
弥富太郎	弥富〇〇病院	① 診療費	81,030
同上	X X やしめ薬局	② 調剤費	25,250
弥富花子	弥富〇〇病院	③ 入院費	15,000
		④ その他	0
		⑤ 合計	121,280

※上記記載例は、あくまで昨年様式を基にしたイメージとなります。
※明細書の様式は市役所税務課窓口や税務署および国税庁ホームページなどにて入手してください。

控除額の計算方法について

医療費控除			
総所得金額等	200万円以上の方	1年間に支払った医療費	保険金などで補填される金額
	200万円未満の方	1年間に支払った医療費	保険金などで補填される金額
セルフメディケーション税制			
1年間に支払った対象となるOTC医薬品の購入費			
保険金などで補填される金額			
総所得金額等×5%			

※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用のため、重複して適用することはできません。

医療費控除の対象

医師または歯科医師の診察費や治療費、治療や療養に要する医薬品の購入費、おむつ代(※医師の証明書など必要)、出産に係る費用、発育段階にある子どもの歯列矯正費用など

セルフメディケーション税制の対象

薬局などで購入した定められた有効成分を含むスイッチOTC医薬品の購入費(薬のパッケージの印や領収書の表示、詳しくは厚生労働省のホームページなどをご参照ください。)
※セルフメディケーション税制を適用する場合は、特定健診やインフルエンザ予防接種などの受診を明らかにする証明書の添付または提示が必要です。

◆ 申告に持参するもの

① 申告者の個人番号が確認できる書類(前述をご参照ください。)
② 本人確認書類(前述をご参照ください。)

③ 委任状(必要な場合のみ)

④ 印鑑(スタンプ式不可)

⑤ 給与・年金の源泉徴収票(原本)

平成31年4月1日以後の確定申告書の提出には、源泉徴収票の添付が不要となりましたが、申告書の作成には、**源泉徴収票の原本が必要**

次の書類をご持参ください。

① 番号確認に必要な書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票など

② 本人確認に必要な書類

① 1点で本人確認ができる書類
個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真有り)、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
② 2点で本人確認ができる書類
各種保険証、住民基本台帳カード(顔写真無し)、年金手帳など

▽代理で申告書を提出する場合には、委任状が必要となります。